



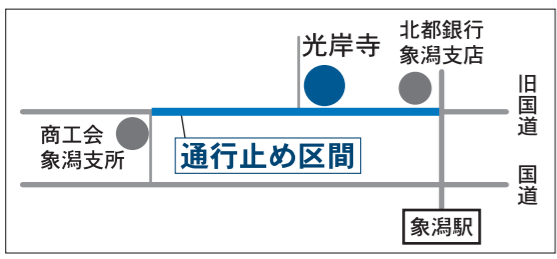
市営住宅入居者募集 ◎募集住宅…全30戸

- ・市営住宅松ヶ丘（象潟：鉄筋3階） 8戸
 - H 5年築…2LDK 1階1戸
 - 2階1戸
 - 3階2戸
 - H 6年築…2LDK 1階1戸
 - H 14年築…1DK 2階1戸
 - 3階1戸
 - H 20年築…2LDK 1階1戸
- ・市営住宅ひまわり（仁賀保：鉄筋2階） 1戸
 - H 2年築…2LDK 2階1戸
- ・市営住宅はまなす（仁賀保：鉄筋2階） 1戸
 - H 元年築…2LDKメゾネット式1戸
- ◎申込期間 7月31日(金)まで
- ◎家賃 14,000円～55,000円
(世帯内の収入・人数によって変動)
- ◎敷金 決定した家賃の3カ月分
- ◎入居の資格
 - ・現に住宅に困窮していること
 - ・月の収入が基準以内であること
 - ・同居しているか、同居予定の親族があること
 - ・暴力団員ではないこと
- ※書類審査後、困窮の度合いが同等の場合、抽選により決定します。
- ※建石（60歳以上）と1DKは、単身入居が可能です。
- ◎申込・問合せ先
 - ・金浦庁舎/建設課管理班 ☎38-4307
 - ・仁賀保・象潟市民サービスセンター
 - ※申請書に必要書類（申請者・同居人の所得・納税証明書、世帯の住民票謄本）を添付して提出。
- ・市営住宅建石（象潟：鉄筋3階） 16戸
 - S 53年築…2LDK 1階1戸
 - 2階2戸
 - 3階2戸
 - S 55年築…2LDK 2階1戸
 - 3階1戸
 - S 56年築…2LDK 1階2戸
 - 2階1戸
 - 3階2戸
 - S 57年築…2LDK 3階2戸
 - S 59年築…2LDK 3階1戸
 - S 60年築…2LDK 1階1戸
- ・特定住宅下山（象潟：木造平屋） 4戸
 - H 8年築…3LDK 1戸
 - H 9年築…3LDK 3戸

光岸寺延命地蔵尊祭典
交通規制のお知らせ

ご協力をよろしくお願いいたします。

期日 7月23日(木)
時間 午後7時～9時
※イベントは午後6時30分～
区間 北都銀行象潟支店～商工会象潟支所



問合せ 祭典運営会 鈴木 ☎43-3095

第26回日本海に響け！太鼓の祭典
交通規制のお知らせ

7月25日(土) / 15:30～21:00

会場となる潮風公園前の道路が通行止めになります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

※雨天時（仁賀保体育館）は、交通規制はありません。



問合せ 生涯学習課 ☎38-2171

マイナンバーとは？



平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。

また、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

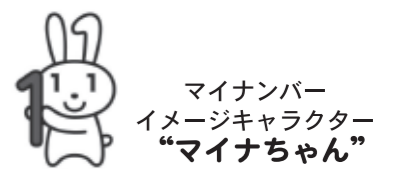
マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく

マイナンバーは各行政機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

| 公平・公正な社会の実現 | 国民の利便性の向上 | 行政の効率化 |
|---|---|--|
| <p>マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。</p> <p>本当に困っている方へのきめ細かな支援ができるようになります。</p> | <p>年金や福祉などの申請時に、用意する書類が減ることにより、行政手続きも簡素化し、国民の負担が軽減されます。</p> <p>また、行政機関にある自分の情報の確認や行政サービスをスムーズに受けることができます。</p> | <p>行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などに、マイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。</p> |

マイナンバーは、こんな場面で使います

| 社会保障関係の手続き | 税務関係の手続き | 災害対策 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■年金の資格取得や確認、給付 ■雇用保険の資格取得や確認、給付 ■ハローワークの事務 ■医療保健の給付の請求 ■福祉分野の給付、生活保護 など | <ul style="list-style-type: none"> ■税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載 ■都道府県・市町村に提出する申告書、給支払報告書等に記載 など | <ul style="list-style-type: none"> ■防災・災害対策に関する事務 ■被災者生活再建支援金の給付 ■被災者台帳の作成事務 など |



マイナンバー制度実施の流れ

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>平成27年10月以降 住民票の住所に通知 住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、12桁のマイナンバーが通知されます。</p> | <p>平成28年1月 マイナンバー利用開始 社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。</p> | <p>平成29年1月 個人ポータルサイト（マイナポータル）運用開始 マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。</p> | <p>平成29年7月 地方公共団体等を含めた情報連携を開始 情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減されます。</p> |
|---|---|---|--|

■問合せ コールセンター ☎0570-20-0178 / にかほ市役所 総務課総務行政改革班 ☎43-3200
■マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>